

「かごしま孤児を支える会」ニュース 5号

1年前に数人で始めました「かごしま孤児を支える会」は、皆様の励ましとご協力により、その輪は少しずつ大きくなりました。原告の孤児たちが、今、「支える会の存在を誇りにし、心強く思っている」(5月の中国帰国者団結会総会より)ことに励まされ、さらに彼らの力になれるよう、皆様とご一緒に考え、活動していきたいと決意を新たにしているところです。

2年目が始めました「かごしま孤児を支える会」の輪が、もっともっと大きくなりますように、事務局もがんばりますので、引き続き、ご理解とご支援をよろしくお願いします。

今回の、ニュース5号は、当面の活動予定、裁判のポイント、1年間の活動報告などを載せました。お読みになってご意見などありましたらお寄せください。

当面の活動

10月4日(月)全国統一行動に併せて、街頭(天文館)で孤児問題への理解と支援を求めて、宣伝活動(ビラ配布、署名、カンパ)を行いました。

10月27日(水)第5回公判 10時30分より鹿児島地裁で

中村和子さんと宮坂玉慧さんが陳述する予定です。二人とも身元は未判明です。

中村さんはにこにこして、肝っ玉母さんのような感じの人ですが、最後の養父に出会うまで苦しい子ども時代を過し、足の指は凍傷のため変型しています。自分の名前を、中国の中、村落の村、平和の和から作りました。多くの方が傍聴して下さるようよろしくお願いします。

11月15日(月)午後6時より 今後の活動を話し合う会 (於県弁護士会館2F)

どなたでも参加できます。これからどのように活動していくかを話し合います。

裁判のポイント

支える会会長の小栗実さん(鹿児島大学法文学部教授)に裁判のポイントを書いていたいただきました。

中国残留孤児の「人間回復」のたたかい

15年戦争下、中国に取り残され、中国の養親に育てられたのち、日本に帰国した「残留孤児」たち。その後、彼らを待っていたものは簡単な日本語の教育支援を受けたものの、日本語も話せず、職もなかなか見つからず、生活保護に頼る生活だった。そこで、彼らは、

国の責任を問う裁判を全国で提起した。問われるべき国の責任は、いわば「棄民政策」にある。

国策による満州への移民を推し進めたこと、

敗戦直後、軍人とちがって民間人については十分な身元確認がなされず、中国にそのまま放置されたこと、

1959年には、まだ中国に残っている日本人がいることが予測されていたのに特別措置法により「戦時死亡宣告」され抹消されたこと、

身元調査、帰国および定着措置がただちになされなかったこと、

日本に帰国した後も十分な支援が得られず日本国民としてのあたりまえの暮らしができない状況におかれていることなどが「棄民政策」として批判されている。

鹿児島地裁の裁判は、現在、4回の弁論が開催された。被告＝国側は原告が主張する「日本人として日本人らしく生きる権利」が法的にはっきりしないと主張し、原告側弁護団はそれに対する再反論を準備している。法廷では、原告の「残留孤児」たちがたどたどしい日本語で、あるいは中国語で、戦争直後の様子、中国での生活、現在の困難な状況を語っている。

この裁判を、「残留孤児」たちは「人間回復」のたたかいとして位置付ける。まさに幸福追求権、生存権の実現をめざす憲法裁判である。ぜひ、この裁判への支援をおねがいしたい。

1年間の活動報告（原告団と共に行った活動。以下人名は敬称略）

‘03、9月26日 「強制連行を考える会」（於東本願寺別院）で 報告

9月27日 「中国残留孤児たちの話を聞く会」（於鴨池公民館）高橋、美濃部、河野 語る

10月 「高教組鹿児島地区教育研究会集会」（於玉竜高校）で、報告

12月20日 第1回街頭署名活動（於天文館）

‘04 1月23日 第1回公判（鬼塚、仁福 陳述）

31日 第2回街頭署名活動（於天文館）

3月8日 日中友好協会都城支部の招きで、都城市役所他5団体をを訪問し、署名とカンパのお礼と現状報告をする

20日 東本願寺伊敷支院で 報告

3月26日 第2回公判（美濃部 陳述）

4月24日 「中国残留孤児たちの話を聞く会」（於国分市）高橋、仁福、鬼塚 語る

5月5日 「中国帰国者団結会」結成2周年の総会（於弁護士会館）

故野村浩志弁護士のお宅へ甲問に行く

13日 部落解放全九州研究集会の分科会で 鬼塚 報告

19日 第3回公判(福山 陳述)

7月3日 「中国残留孤児問題学習会」(於西本願寺別院) 宮坂、仁福、美濃部 高橋語る

23日 第3回街頭署名活動(於天文館)

24日 「あらゆる差別を考える集会」(於東本願寺) で報告

8月18日 第4回公判(高橋、武岡 陳述)

21日 「平和のための戦争展」 語り部として 報告

最後に～お願い～

2年目も続けて原告孤児たちを支援して下さいますようよろしくよろしくお願いいたします。

原告孤児たちは裁判費用として月々一人 5000円を払っています。これは大きな負担となっており、追加提訴に加わる孤児がない大きな理由にもなっています。こうした事情をご理解いただき、ご支援をお願いします。

孤児たちの話を聞きたい、話したいという人がいたらご連絡ください。出かけていきます。

謝礼はいりません。